

「札幌市建築確認申請の手引き2018年版」の修正項目（2021.4.1）

ページ	修正部分	修正前	修正後
目次	タイトルを調整	3(5) 地区計画の届出を伴う確認申請 4(5)札幌市福祉のまちづくり条例事前協議対象建築物 5事前協議等一覧表 5(1)条例に基づくもの 6(4)図書の作成方法等 7計画変更申請の取扱い	3(5) 地区計画の届出 (4(5)削除) 5 建築行為等の前に必要な届出・協議書等 5(1)条例等に基づくもの 6(4)図書の作成方法及び注意事項 7 計画を変更しようとする場合の手続
1-1	「窓口 3番」の記載	建築確認に関する申請及び届出の受付、検査申請、確認済証等の交付	建築確認に関する申請及び届出の受付、検査申請
1-2～1-7 1-10～1-17	手続フロー図	届出先・交付場所の調整	<主な変更点> 確認済証の交付を各審査担当課に変更 地区計画届出について、地区ごとの届出先を記載
1-19	連絡先の更新	右記追加	7.駐車場法に「台数緩和と特例承認」追加
1-20	連絡先の更新	右記追加・修正	13.都市計画施設に「流通業務回地」追加 15.河川敷地関係の連絡先を更新 20.地区計画の連絡先を政）都市計画部地域計画課に変更
1-21	連絡先の更新	右記追加・修正	15.工場関係に「北海道公害防止条例」追加 17.駐車場法を政）総合交通計画部交通計画課に変更
1-23	ページ削除	札幌市福祉のまちづくり条例事前協議対象建築物	ページ削除
1-24	タイトル変更 文言整理	5 事前協議等一覧表 (1)条例に基づくもの 地区計画関係：あらかじめ 中高層関係：説明状況報告書	5 建築行為等の前に必要な届出・協議書等 (1) 条例等に基づくもの 地区計画関係：着手の30日前までに 中高層関係：報告書
1-25	連絡先の更新	共同住宅等における駐車施設関係：建築確認課・安全推進課	共同住宅等における駐車施設関係：安全推進課
1-26	文言整理	建築確認申請書の提出前に	建築確認申請を行う前に
1-27	添付する様式について追記	「札幌市で様式を定めているもの」を追記	委任状 工場・危険物調査 既存不適格調査 敷地等に係る報告書
1-28	添付する「地区計画の届出」書類の表を整理	地区計画の区域内（地区整備計画又は再開発促進区及び緩和型が定められている区域に限る。）の建築物	地区計画（緩和型含む）に定める地区整備計画区域又は再開発等促進区内の建築物
1-29	添付図書の表を整理	1-30図書の作成方法等に記載されていた添付図書を1-29の表に集約	⑦既存建築物の確認済証・検査済証 追加 ⑧既存不適格調査（現況の調査書） 追加
1-30	タイトルを変更	(4) 図書の作成方法 表外にあった注意事項を表内に集約 添付図書については1-27～1-29に移動	(4) 図書の作成方法及び注意事項 a.申請に必要な書類・図書のみを添付し、審査に不必要な図等は添付しないこと i.図書の作成にあたっては、鉛筆及び修正液の使用は認めない。
1-31	ページ欠番	表整理によりページ繰り上げ	空白ページとなったので1-31を欠番とする。
1-32	文言整理	「使用材料表」	「使用建築材料表」
1-33	レイアウト調整	改行・文字折り返しの調整のみ	—
1-34	文言調整	・建築主事等が法第6条第4項の期間（例えば、規則第2条第4項の規定により、構造適合性判定の対象となる場合には最大70日）内に建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない場合  ・申請前に確認申請書を訂正する場合には、鉛筆及び修正液の使用を認めない。また、訂正箇所は押し印し、必ず原図も訂正する。	・建築主事等が法第6条第4項の期間（例えば、構造計算適合性判定の対象であり適合判定通知書の提出がされない場合は最大70日）内に建築基準関係規定への適合を確認するために必要な図書等が揃わない場合  ・鉛筆及び修正液の使用は認めない。
1-36	文言調整	・外壁の後退距離及び緩和を適用する場合は具体的な数値等（外壁長さ、軒高、床面積  ・宅地造成工事規制区域内で、造成がある場合は現況地盤高、造成がない場合は「造成なし」、「現況GL＝設計GL」など造成工事がない旨を明示してください。	・外壁の後退距離（緩和を適用する場合は後退距離に加え、外壁長さ、軒高、床面積等、緩和要件を満たす具体的な数値）  ・宅地造成工事規制区域内又は敷地1000㎡以上の場合、現況地盤高及び計画地盤高を記載してください。また、地盤高に変更がなく、現況地盤高と計画地盤高を分けて記載しない場合は、配置図の余白に、「造成なし、切盛土なし」ではなく、「各点における現況地盤高＝計画地盤高」等、地盤高に変更がないことを明示してください。
1-37	タイトルの変更・追加 添付図書の修正	7 計画変更申請の取扱い  (3)③建築工事届を添付する。	7 計画を変更しようとする場合の手続 (1) 計画変更の確認申請 (2) 「軽微な変更」に該当する場合  建築工事届の記載削除
1-39	1号の例示	市条例第4条、延べ面積1000㎡を超える建築物の敷地で、敷地に接する道路長さが6m未満となる場合	市条例第4条、延べ面積1000㎡を超える建築物の敷地で、敷地に接する道路長さが6m未満となる場合以外
1-43	準不燃材料、準耐火構造の「又は準」の部分	フォント修正	フォント修正
1-50	タイトルと表1の間	右記を追記	(追記)札幌市建築基準法施行条例に基づく手数料算定の対象面積は、下表1～4のとおり。なお、指定確認検査機関へ申請する場合は、各機関に直接確認すること。
1-67	様式-7		新規掲載 「建築基準法第53条の2第3項の規定に関する既存の建築物の敷地等に係る報告書」
2-20	表16 参10	備考に右記追記	建築確認申請の申請先と事前に協議すること
2-21	サブタイトルの調整	各種取扱い	取扱い（遊水池等・コンテナ型データセンタ・小規模倉庫）
2-24	サブタイトルの調整	各種用途の定義	各種用途の定義（下宿・寄宿舎・有料老人ホーム）
2-29	サブタイトルの調整	延焼のおそれのある部分に設ける防火設備	延焼のおそれのある部分に設ける防火設備（換気ダクト等）
2-54	サブタイトルの調整	防火区画及び防火設備に関する諸要件	防火設備 / 防火設備等の戸の面積制限
2-68	(問合わせ先) 河川	国土交通省北海道開発局（011-709-2311） 北海道庁建設部土木局（011-231-4111（代）） 札幌市下水道河川局事業推進部河川事業課（011-818-3414）	国土交通省北海道開発局札幌河川事務所（011-581-3235） 空知総合振興局札幌建設管理部事業課（011-662-1161） 札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課（011-818-3415）
2-99	②(2)詳細位置等についての問い合わせ先	北海道空知総合振興局札幌建設管理部事業課	北海道空知総合振興局札幌建設管理部事業治水課 北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課
2-115	全体見直し	令和3年4月1日施行の改正法に対応	説明義務の記載追加 規制措置に関するフロー図追加
2-135	②-(2)図3	図3の修正	図3の修正 <追加> ※ 自動車が、車庫の出入口から敷地内の空地等を通して敷地内外に出入りできる部分は、敷地における自動車の出入口であると考え（図5）
1-22 2-63 2-66 2-101 2-115 2-121 2-142	掲載しているHPアドレス	http://www.city.sapporo.jp	https://www.city.sapporo.jp